

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に重要な経営課題のひとつとして位置づけ、経営の健全性、透明性及び効率性を高め、企業価値の最大化を目指します。その実現のため、組織体制や仕組み・制度を整備し、機動的に必要な施策を実行するとともに、適時で公平な情報開示と十分な説明責任を果たしてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】

【補充原則3-1-2】

当社は、機関投資家や海外投資家の比率などの株主構成を踏まえた上で、株主の議決権行使を行いやすい環境作りや招集通知の英訳並びに英語での情報提供を進めるべきであると認識しております。ただし、現時点(平成30年9月末)での株主構成を勘案すると、その必要性は低いと考えております。

【補充原則4-11-3】

当社は、取締役会の自己評価なども考慮しつつ、取締役会全体の実効性について分析、評価を行うことが重要と考え、当該制度の内容、方法、手順等を検討しており、具体化に向けた取り組みを進めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、いわゆる政策保有株式の保有に関する方針を次のように定めております。

(政策保有株式の保有に関する方針と議決権行使の基準)

当社は、事業機会の創出や取引、協業関係の構築、維持、強化のための手段の一つとして他社の株式を取得、保有することがある。この場合、保有する株式数を含め合理性があると認める場合に限ることとし、投資先企業等の経営状況について、各社の業績や経営効率などを定量的に確認するとともに、定性的な経営課題等も把握するものとする。また、上場会社の株式を取得、保有する場合には、取得の目的、意義を明確にするるとともに、株式取得の際のリスクや期待収益率等の経済合理性を事前に確認した上で、新規取得の是非を決定する。更に、保有期間中は、新規取得以降の採算性の変化を定期的に確認し、継続保有の合理性を検討することとする。これら政策保有株式については、保有の合理性、妥当性が認められなくなったと判断される場合には、縮減することとする。

政策保有株式の議決権の行使については、議案に内容を精査し、株主価値の向上に資するものか否かを判断した上で、適切に議決権を行使する。当該議案が株主利益を著しく損ねる内容である場合は、議案内容について、肯定的な判断は行わないものとする。

当社の株式を保有する政策保有株主から株式の売却の意向が示された場合は、取引縮減等の示唆など、売却を妨げる行為は一切行わない。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社が行う取引においては、主要株主等も一般的な取引先と同等に判断し、所定の社内規程に基づき承認することとしています。また、当社が当社の役員と取引を行う場合は、取締役会で審議、決議を要することとしています。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は企業年金の積立金の運用が当社の財政状態に影響を与える事を踏まえ、必要な経験と資質を備えた人材を担当部署に配置するとともに、人材の育成に努めております。また、運用面では、随時、その運用状況をモニタリングしております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の経営理念を当社HPにて公表しております。また、中期経営計画は有価証券報告書にその概要を記載しております。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本方針については、当報告書の1-1.基本方針に記載の通りです。

(3)経営陣幹部・取締役の報酬決定の方針と手続き

当社は、経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続きを、次のように定めております。

(経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き)

監査等委員でない取締役の報酬は、金銭報酬と非金銭報酬からなり、金銭報酬は基本報酬と賞与で構成し、非金銭報酬は、譲渡制限付株式報酬制度とする。監査等委員でない社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみで構成する。監査等委員である取締役の報酬は、その役割を考慮し、基本報酬のみで構成する。また、監査等委員でない取締役の報酬は、取締役会での委任を受け、代表取締役社長が上記の内容を勘案の上、決定し、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員会の協議により決定する。

(4)経営陣幹部の選任と取締役候補の指名の方針と手続き

当社は、経営陣幹部の選任、取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続きを、次のように定めております。

(取締役及び経営陣幹部の指名を行うに当たっての方針及び手続き)

取締役会は、取締役及び経営陣幹部の指名について、下記の選定基準と選任手続きを定める。

< 監査等委員でない取締役の資格及び指名手続き >

(選定基準)

1. 優れた人格、見識を有し、経営感覚に優れ、経営の諸問題に精通していること。
2. 全社的な見地があり、客観的に分析、判断する能力に優れていること。
3. 先見性、洞察力に優れていること。
4. 時代の動向、経営環境、市場の変化を適確に把握できること。
5. 自らの資質向上に努める意欲が旺盛なこと。
6. 全社的な見地で積極的に自らの意見を述べる事が出来ること。
7. 会社法に定める取締役の欠格事由に該当しないこと。

(選任手続き)

1. 取締役の選任は、株主総会の決議によるものとし、株主総会に提案する取締役候補者を取締役会にて選定する。
2. 取締役候補者の選定にあたっては、選定基準ならびに取締役会の構成に関する考え方を踏まえ、取締役会に上程される。

(構成に関する考え方)

1. 取締役会の構成は、「取締役会全体のバランス、多様性、規模等に関する考え方」の通りとし、各取締役の有する多様な経験や見識をもって、取締役会全体の機能を補完し、取締役会全体として受託者責任を果たせるように構成する。

< 監査等委員である取締役の資格及び指名手続き >

(選定基準)

1. 優れた人格、見識を有し、豊富な経験とともに高い倫理観を有していること。
2. 全社的な見地があり、客観的に監視する能力に優れていること。
3. 先見性、洞察力に優れていること。
4. 時代の動向、経営環境、市場の変化を適確に把握できること。
5. 自らの資質向上に努める意欲が旺盛なこと。
6. 全社的な見地で積極的に自らの意見を述べる事が出来ること。
7. 会社法に定める取締役の欠格事由に該当しないこと。

(選任手続き)

1. 監査等委員である取締役の選任は、株主総会の決議によるものとし、株主総会に提案する監査等委員である取締役候補者を取締役会にて選定する。
2. 監査等委員である取締役候補者の選定にあたっては、選定基準ならびに構成に関する考え方を踏まえ、監査等委員会の同意を経た上で取締役会に上程される。

(構成に関する考え方)

1. 監査等委員会は、監査等委員会の独立性確保のため、過半数の監査等委員である社外取締役で構成し、少なくとも1名以上を証券取引所が定める独立役員とする。
2. 監査等委員である社外取締役は、財務、会計、法律、経営などの専門家から選任する。
3. 常勤監査等委員は、当社において豊富な経験を有する者から選任し、うち1名以上は財務、会計に相当程度精通している者から選任する。

< 経営陣幹部の資格及び指名手続き >

経営陣幹部については、取締役会の決議によって選任、任命される。選任、任命にあたっては、これまでの業績、リーダーとしての資質の潜在性、ならびに当社グループの将来の方向性、経営理念や行動指針、及び当社グループが必要とする経営能力との適合性等を総合的に考慮する。任期は1年で、毎年その選任を取締役会にて見直す。経営陣幹部の選任、任命にあたっては、後継者育成計画の策定や見直しを行い、人材に関する経営リスクを最小限にとどめるように努める。

尚、経営陣幹部がその任期中に、上記に該当しないと判断され、かつ経営陣幹部としての職責を全うすることが困難であると判断された場合には、取締役会は、法令に従い所定の手続きをとるものとする。

(5) 個々の選任・指名についての説明

取締役の各候補者の経歴等について株主総会参考書類に記載いたします。

[補充原則4 - 1 - 1]

当社は、経営陣に対する委任の範囲を次のように定めております。

(取締役会の決議事項と委任の範囲)

当社は、取締役会の意思決定の範囲として、法令並びに定款にて定める事項のほか、重要な意思決定の項目として、取締役会規程及びその別表(職務権限規程の別表「職務権限基準表」)にて定める。取締役会は、業務執行の機動性と柔軟性を高めるため、業務執行の決定を前述の別表(職務権限規程の別表「職務権限基準表」)に基づき代表取締役社長に委任する。また、代表取締役社長が的確な意思決定を行うため、役付取締役以上で構成する常務会を、毎月2回開催することにより、事業運営に関する円滑かつ迅速な意思決定と監督を行う。

[原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社は、独立社外取締役の独立性判断基準を次のように定めております。

(社外役員の独立性判断基準)

当社は、社外取締役(以下、社外役員と言う)が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断する。

- (1) 当社及び当社の関係会社(以下、当社グループと言う)の業務執行者
- (2) 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者
- (3) 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者
- (4) 当社の大株主(総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者)又はその業務執行者
- (5) 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者又はその業務執行者
- (6) 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
- (7) 当社グループから役員報酬以外に、多額の金銭その他財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等
- (8) 当社グループから多額の金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティングファーム等の法人、組合等の団体に所属する者
- (9) 当社グループから多額の寄付又は助成を受けている者又は法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者

- (10) 当社グループの業務執行者、常勤監査等委員が他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼務している場合において、当該他の会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人
- (11) 上記(1)については、過去10年間に於いて該当していた者、また(2)～(10)については、過去3年間に於いて該当していた者
- (12) 上記(1)から(10)に該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族及び生計を一にする利害関係者

上記に定める要件のほか、独立役員は独立した社外役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有してはならない。また、独立役員は、本基準に定める独立性を退任まで維持するように努め、本基準に定める独立性を有しないこととなった場合には、直ちに当社に告知するものとする。

(注)

- 業務執行者とは、法人その他の団体の取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事、その他これらに準ずる者及び使用人ならびに過去に一度でも当社グループに属したことがある者を言う。
- 当社グループを主要な取引先とする者とは、以下のいずれかに該当する者を言う。
 - 当社グループに対し製品又はサービスを提供している取引先グループ(直接の取引先が属する連結グループに属する者を言う。以下同じ)であって、直前の事業年度における当社グループへの当該取引先グループの取引額が1億円又は当該取引先グループの年間連結売上高もしくは総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える者。
 - 当社グループが負債を負っている取引先グループであって、直前の事業年度末における当社グループの当該取引先グループへの全負債額が1億円又は当該取引先グループの連結総資産の2%のいずれか高い額を超える者。
- 当社グループの主要な取引先とは、以下のいずれかに該当する者を言う。
 - 当社グループが製品又はサービスを提供している取引先グループであって、直前の事業年度における当社グループの当該取引先グループへの取引額が1億円又は当社グループの年間連結売上高の2%のいずれか高い方の額を超える者。
 - 当社グループに対し負債を負っている取引先グループであって、直前の事業年度末における当社グループへの当該取引先グループの全負債額が1億円又は当社グループの連結総資産の2%のいずれか高い方の額を超える者。
 - 当社グループが借入れを行っている金融機関グループ(直接の借入先が属する連結グループに属する者を言う。)であって、直近事業年度末における当社グループの当該金融機関グループからの全借入額が当社グループの連結総資産の2%を超える者。
- 多額とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、法人、組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高もしくは総収入の2%を超えることを言う。
- 重要な者とは、取締役(社外取締役を除く)、執行役員及び部長格以上の上級管理職にある使用人を言う。
事業年度は、個人の場合には、所得税の計算の対象となる年度と読み替えるものとする。

[補充原則4-11-1]

当社は、取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を、次のように定めております。

(取締役会全体としてのバランス、多様性、規模等に関する考え方)

取締役会は、専門知識や経験等が異なる多彩なバックグラウンドを有する人材で構成することを基本方針とする。社内取締役は、経営全般、営業関係、生産関係、研究開発関係、管理関係それぞれに知識、経験、能力に優れたメンバーによりバランスのとれた構成とし、また社外取締役は、豊富な経験と高い見識と専門性を持った経営等の経験者で構成することで、取締役会全体として経営の監督機能の強化を図る。また併せて、様々なリスクに対し、健全かつ確に牽制する経営体制の構築を図ることで、取締役会の実効性を高める。取締役の人数は、当社の企業規模や今後の業容拡大も考慮し、必要と思われる人数の取締役候補者を選定する。

[補充原則4-11-2]

当社は、社外役員を除く取締役が他の会社の役員を兼任する場合には、取締役会の承認を要する旨社内規程で定めております。兼任の状況については、株主総会の招集通知及び事業報告等で開示いたします。

[補充原則4-11-3]

当社は、取締役の自己評価なども考慮しつつ、取締役会全体の実効性について分析、評価を行うことが重要と考えておりますが、具体的な内容の策定には至っておりません。今後、内容の検討を行ってまいります。

[補充原則4-12-2]

当社は、取締役に対するトレーニングの方針を次のように定めております。

(取締役に対するトレーニングの方針)

当社は、社外取締役を含む取締役の就任の際には、会社の事業、財務、組織等に関する必要な知識を取得し、株主から負託された取締役に求められる役割(受託者責任)と法的責任を含む責務を果たすため、法令、コーポレートガバナンス等の習得、また取締役に求められる役割や責務を十分に理解する機会の提供を行う。また、併せて在任中におけるこれらの継続的な更新を目的に、個々の取締役に適合したトレーニングの機会の提供、斡旋及びその費用の支援を行う。

これらに加え、社外取締役が新たに就任する場合には、当社の事業内容の説明や主要拠点等の視察を実施する。

[原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針]

当社は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を次のように定めております。

(株主との建設的な対話に関する方針)

(1) 株主との対話に関する取締役の指定

当社は、管理部門(経営企画室、総務部、経理部、関係会社室)を管掌する取締役をIR担当取締役に選任し、IR担当部署を総務部とする。

(2) 対話を補助する社内の各部門の有機的な連携

IR担当部署(総務部)は他管理部門の部署及び技術部門、営業部門と連携して適時かつ公正・適正な情報開示を行うよう努める。

(3) 個別面談以外の対話の手段の充実

個別面談以外の対話については、その手段や内容等を検討する。

(4) 株主の意見・懸念のフィードバック

対話において把握された株主の意見や懸念については、毎月開催される定時取締役会へ報告を行い、取締役や監査役との情報共有を図る。

(5) 対話に際してのインサイダー情報の管理

決算情報については、各四半期の期末日の翌日から各決算発表日までを沈黙期間とする。社内においては、「情報開示規程」「内部情報管理規程」でインサイダー取引の未然防止、インサイダー情報の管理を行う。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	553,900	8.89
東レ株式会社	464,530	7.45
平成会	426,700	6.85
日本マスタートラスト信託銀行(信託口)	210,700	3.38
サカイオーベックス従業員持株会	182,032	2.92
株式会社福井銀行	165,000	2.65
明治安田生命保険相互会社	164,500	2.64
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	137,700	2.21
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	130,900	2.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	104,000	1.67

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

・大和証券投資信託委託株式会社から、平成30年4月19日付で提出された大量保有報告書により、同社、ダイワ・アセット・マネジメント(シンガポール)リミテッド及び大和証券株式会社の3社で、404,900株(持株比率6.50%)の当社株式を所有している旨の報告がありました。当社として平成30年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上表には含めていません。

・三井住友信託銀行株式会社から、平成30年3月22日付で提出された大量保有報告書により、同社及び日興アセットマネジメント株式会社の2社で、337,500株(持株比率5.43%)の当社株式を所有している旨の報告がありました。当社として平成30年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上表には含めていません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	繊維製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
田中良幸	他の会社の出身者					○						
池田功夫	学者											
河村伸哉	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中良幸			――	同氏は、当社の大株主であり、かつ主要取引先である東レ株式会社の専任理事であり、染色加工を含む繊維事業についても幅広い見識と経験を有しております。これらの観点から経営の基本方針の妥当性や経営戦略の策定に有益な助言や、代表取締役及び業務執行取締役の業務執行について、適切な助言や指導など、社外取締役の監督責任を十分に果たしていただけるものと考えております。
池田功夫	○	○	当社は、同氏を東京証券取引所が定める独立役員に指定し、同所に届け出ております。	同氏は福井大学の名誉教授で当社の事業分野における研究に長年携わっており、特に技術的な観点から、業務執行取締役への監査、監督責任を十分に果たしていただけるものと考えております。

河村伸哉	○	○	当社は、同氏を東京証券取引所が定める独立役員に指定し、同所に届け出ております。	同氏は長年の銀行での業務執行者としての経験及び他社での監査役としての経験を有しており、業務執行取締役への監査、監督責任を十分に果たしていただけるものと考えております。
------	---	---	---	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

現在の体制を採用している理由	
監査等委員会は、内部監査室と連携し監査を実施しており、常勤の監査等委員である取締役が、監査等委員である社外取締役に對し適宜情報伝達を行っております。	
監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況	
監査等委員会は、内部監査室と定期的に会合を持つなど常に緊密な状態を保ちつつ、問題意識と情報の共有化を図り、監査品質の向上に取り組んでいます。また、会計監査人とは、監査に関する基本的な方針と具体的な監査計画及びその進捗度合等に関し、定期的な会合(原則年2回)を持って、情報の交換を行っております。また、期中にも適宜必要に応じ監査状況を聴取し、期末には監査の結果報告を受けるなど積極的な連携体制を確保しております。	

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項
該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明	
平成30年6月22日開催の第125回定時株主総会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを従来以上に与えるとともに、株主の皆様とのより一層の価値共有を進めることを目的として、従前の株式報酬型ストック・オプション制度に代えて、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。なお、譲渡制限付株式報酬制度の報酬枠は、従前の株式報酬型ストック・オプション制度と同額の年額4千万円以内となっております。	
ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書にて下記の通り開示しております。

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額 (基本報酬) (ストックオプション)		対象となる役員の員数
取締役(監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。)	131,466千円	113,310千円	18,156千円	10人
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)	15,000千円	15,000千円	-	1人
社外役員	8,400千円	8,400千円	-	2人

(注) 1. 社外役員は、事業年度末現在で社外取締役(監査等委員を除く。)1名、監査等委員である社外取締役2名の合計3名であり、うち社外取締役(監査等委員を除く。)1名は無報酬です。
2. 上記ストックオプションの総額は、株式報酬型ストックオプションとして発行した新株予約権の会計上の費用計上額を記載しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役のサポート体制】

取締役会の開催前日までに報告事項及び付議案件に関する資料を社外取締役に提出し、内容の事前確認を行っていただいております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会は、監督機能の強化を目指し監査等委員でない取締役10名(うち社外取締役1名)及び監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)3名(うち社外取締役2名)で構成されており、原則月1回開催しております。取締役会での重要事項の審議の充実と意思決定の迅速化のため、役付取締役で構成する常務会を原則毎月2回開催し、業務執行の決定の一部を委任しています。これら取締役会と常務会の審議、決定事項は、毎月開催される各事業部門会議において詳細に各部門に指示報告するとともに、具体的な業務執行の進捗度合いの確認を行っております。その他、全部署長を集めた経営会議を年2回、期初と期中に開催し、経営方針や各部門方針の指示、徹底を図ると共に、グループ経営を推進するため、全関係会社の代表者による関係会社経営会議を3ヶ月に1度開催し、グループ全体を通じた経営の効率化、最適化に努めております。

監査等委員でない取締役の指名につきましては、業務執行能力と経営監督能力の両面を兼ね備えた、資質ある取締役に登用しており、また、取締役会での審議も議論を尽くすことを基本とし、審議内容の充実にも力を入れております。

当社は、事業環境の変化に迅速に対応するため事業部門制を採用しており、それぞれの事業部門で専門知識を備えた業務執行取締役が基本戦略の策定や意思決定に参画し、その権限をもって職務を遂行する体制としています。また、同時に業務に精通した取締役が相互に代表取締役や各取締役を監督することで、監督機能の向上に資する体制としています。これは、当社の事業がコアビジネスである繊維関連事業のみならず様々な分野にまたがっており、その多様性と専門性に鑑み、取締役が専門知識をベースに業務執行取締役を兼務することが、取締役会の基本戦略策定及び意思決定機能と監督機能に有効であるとの考えによるものであります。更に、社外取締役に、その知見を活かして、高度な経営判断と監督機能としての役割を期待しているものです。

また、平成30年6月22日開催の定時株主総会において、従前の株式報酬型ストック・オプション制度に代えて、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。なお、監査等委員につきましては、その独立性と客観性を保つために、全額を基本報酬(固定)としています。

監査等委員会は3名で構成しておりますが、独立性を確保した社外監査役を2名とすることで、当社をはじめグループ全体の監査の実効性向上に取り組み、かつ公平な監査の実現に向けて体制を構築しております。このため常勤監査等委員は、常務会、経営会議、各部門会議、関係会社経営会議をはじめ業務執行の重要会議に出席し、監査等委員でない取締役が保有する情報と同じ情報に基づいた監査を実施できる体制としています。また、代表取締役、役付取締役との定期的な懇談や各業務執行取締役、部長等とは随時ヒアリングを行うなど、監査の実効性向上に努めております。更に、内部監査室や会計監査人と双方向の情報交換を行うなど、監査等委員会監査と内部監査、及び会計監査の3者による監査によってガバナンスの徹底と資産効率の向上を図っております。

なお、会計監査人は新日本有限責任監査法人を選任しており、同監査法人及び当社の監査に従事する監査法人の業務執行社員と当社には特別の利害関係はありません。前期に業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務にかかる補助者の構成については以下のとおりであります。同監査法人は、公認会計士法及びその関係法令並びに日本公認会計士協会の倫理規則に基づいて「業務執行社員の交替制度に関する規程」及び「独立審査担当社員選任規程」を制定しており、同規程に基づき業務執行社員等の交替計画を策定し、それに従った交替を実施しております。

- 業務を執行した公認会計士の氏名
指定社員 業務執行社員 櫻井均
指定社員 業務執行社員 安田康宏
監査業務に係わる補助者の構成
公認会計士 12名
その他 6名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会の監督機能の強化を図るとともに、経営の透明性と効率性を高め、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社を採用しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主への総会参加の利便性等を考慮し、集中開催日より5日前後早く開催することを総会開催の基本方針としています。
その他	招集通知を、発送日前にインターネット上の当社ウェブサイトにて公表しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、情報開示の基準・方法・社内体制に関する情報開示方針を定め、インターネット上の当社ウェブサイトにて公表しております。	
IR資料のホームページ掲載	金融商品取引法に規定された開示情報はもとより、その他の情報(グループ情報を含む)についても積極的にホームページに掲載するなど、適時適切な情報の開示に努めております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部がIRの窓口となり、関係各部門との対応を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス規範、行動規範の中で、各ステークホルダーとの関係を十分に尊重し、積極的に関係強化を図り、また情報の開示に努める旨を当社及び当社グループ会社の全役員、全従業員の使命とすることを規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は従来より、産業廃棄物、省エネルギー対策に関する専門委員会を毎月1回開催し、産廃低減やゴミの分別の徹底と3R(リデュース、リユース、リサイクル)活動を部門レベルで展開してまいりましたが、平成20年2月に、環境保全とエネルギー資源節約のための活動を全社的により強力に行うため、環境・省エネ推進対策室を設置し、環境問題全般について取り組みを進めるとともに、環境に配慮した事業活動を推進することとしました。その他、地域の社会奉仕活動にも積極的に参画するなど、当社独自のCSR活動を進めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	コンプライアンス規範の中で、株主、消費者、取引先、地域社会等のステークホルダーへの積極的かつ公正な情報開示を行う旨規定しています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制を業務の有効性と健全性を確保するために会社が行うべき総合的なマネジメント体制と位置づけしており、特に、企業倫理とリスク管理及び内部監査をその中心にすえ、内部統制活動と常に一体として機能させることを目指しております。

特に法令遵守については、より幅広い意味からコンプライアンス活動として実践しており、これらの意識喚起、不祥事の未然防止を徹底するため、コンプライアンス委員会の設置やコンプライアンス遵守の指針となるコンプライアンス規範と行動規範を策定し、これらを記載したコンプライアンス手帳とコンプライアンスカードを当社及びグループ会社の全役員、全従業員に配布しております。また併せて、各事業所、グループ会社へのコンプライアンス担当者の配置、これらコンプライアンス担当者等に対する研修会も適宜実施するなど、法令改正情報等の迅速な社内開示やコンプライアンスケースを基にしたグループディスカッション等を通じ、意識の浸透にも積極的に取り組んでおります。その他、法令遵守の実効性を確保するため、社内外に窓口を設置した内部通報制度を設けております。また、サカイオーベックスグループのコンプライアンス全般を統括するコンプライアンス規程を制定し、遵法体制の強化と更なる意識向上に向けた取り組みを進めております。

リスクの管理につきましては、リスクマネジメント規程において、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会がリスクの洗い出し、評価、優先順位等を統括的に管理するとともに、個々のリスクについては、所轄する部署を明確にし継続的に管理することにより、事前の予防、抑制的な活動を推進しております。また、事故災害発生時の緊急事態対応とその後の復旧活動については、緊急事態対策規程を策定し、リスク管理委員会を緊急対策本部とする管理体制としております。

業務の効率性の確保に関しては、職務権限と稟議の体系や業務分掌等を明確にし、各部門が効率的、組織的に業務執行が行える体制を整備しております。また、財務報告に係わる内部統制については、当社グループの財務報告に係る内部統制に関する方針、規程等を定め、その体制整備と維持並びに改善活動を継続的に行うと伴に、内部監査室がグループ全体の評価を実施しております。

これら、法令遵守やリスク管理などの内部統制を有効なものとするため、内部牽制体制を構築すべく、内部監査部門(2名)が子会社を含めた業務、会計監査を行い、内部統制プロセスの有効性を評価し、継続的な改善に努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、事業活動にあたって、法令、その他社会的規範を遵守し、公明かつ公正に行動し、また、反社会的勢力及び団体とは断固として対決する旨を基本方針として掲げ、コンプライアンス規範の中に明記しております。また、その具体的な指針として、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力、団体に対しては断固たる行動をとるものとし、一切の関係を遮断し、トラブルが発生した場合には、会社をあげて立ち向かう旨を行動規範に記載し、全社員に周知徹底しております。

その他、不当要求等に対しては、警察等各機関と緊密な連携のもと、関係部署が協力して組織的な対応を図ることとしております。

今後も経営システムの健全性の確保と効率性の向上を図るため、コーポレートガバナンスの充実、強化に取り組んでまいります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

(決定事実に関する情報)

株式会社東京証券取引所の適時開示規則の決定事実に該当する事項を含む重要な事項については、定例または臨時の取締役会において決定しております。決定された重要事実については、速やかに開示を行う体制となっております。

(発生事実に関する情報)

重要事実が発生した場合は、重要事実を認識した部署から速やかに情報取扱責任者に情報が集約されます。当該情報については適時開示規則に従い、代表取締役社長を委員長とする情報開示委員会がその開示の要否を審議の上、速やかに開示を行う体制となっております。

(決算に関する情報)

決算に関する情報については、取締役会において承認を受け、速やかに開示を行う体制となっております。

(情報の開示について)

情報開示につきましては、情報取扱責任者の指示の下、情報開示委員会(事務局 - 総務部)が株式会社東京証券取引所のTDnetを通じて行い、必要に応じて、同時に記者クラブへの資料配布・投函並びに当社ホームページへの掲載も行っております。

当社のコーポレートガバナンス体制の概要は以下の通りであります。

